

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第60号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第60号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務建設常任委員会は、12月10日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第60号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

選挙運動用ポスターの作成は44枚で単価が安くても44枚を超えないという考えでよろしいのかとの問いに対しまして、国政選挙と同じ解釈で44枚は掲示場の数で44枚しか印刷できないことではなく、刷られた枚数に応じ単価は上下する。上限は条例で定めた単価でそれよりも安い場合はその安い単価に枚数を掛けた数字が公費負担になるとの答弁でした。

また、この原案が通った場合、広報に載せて住民に周知するのかとの問いに対しまして、町長選、議員の選挙の事前に広報を行う。また、事前説明会も行うので十分周知していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。選挙費用の公費負担そのものに反対するものではございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の中で町民の生活も困窮してきている。また、町財政も逼迫しつつある中でこれを今やるべきなのか。施策の優先順位が違うのではないかと。少なくとも新型コロナウイルス感染症がおさまってからやるべきではないかと思いい反対するものでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

議案第60号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回のこの条例では町の選挙における立候補にかかる環境改善のため、選挙公営の対象を拡大することなどの内容が定められたものであり適当だと思います。よって、本議案に賛成するものでございます。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第61号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第61号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（若山照洋君）

文教厚生常任委員会は12月11日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第61号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第62号から日程第6、議案第65号までを一括議題といたします。

議案第62号から議案第65号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（林 健児君）

7番林 健児です。

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る12月8日の本会議において当委員会に付託されました議案につきましては、12月10日に総務建設分科会、12月11日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第62号、63号の2議案につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第64号、65号の2議案につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第62号令和2年度大治町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。国民健康保険特別会計繰入金を7679万3000円増額して7679万4000円にすることに反対をいたします。なぜならば、これは国保税をこの間上げてきた結果によるものでございます。私は平成30年3月また平成31年3月議会におきまして、それぞれ反対をさせていただきました。大治町はかつて収納率、愛知県市町村の中で最

下位でした。しかしながら、国保税をずっと引き上げてこなかった。また町長を初め、関係職員の努力もあって収納率が上がっております。県の求めるものに比べますとまだまだ大きな差はございますが、上がってきております。しかし、国保税を引き上げれば当然払えなくなってくる被保険者もふえていく。収納率が下がったら元も子もないと私は思っております。支払準備基金からの繰り入れか一般会計からの繰り入れをふやして、少なくとも引き上げはしない。それが必要であると思えますと平成31年3月で指摘させていただきましたら、危惧したとおりそのような結果に現在なっております。一般会計に繰り入れるのではなく、その財源を使って国保税を下げっていく。そうすることによって収納率も上げていく。これが私は必要な施策だと思います。来年3月、予算案のところでやっていただくよう町長に要望いたしまして反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方は発言を許します。

○2番（三輪明広君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番三輪明広議員、どうぞ。

○2番（三輪明広君）

2番三輪明広です。議案第62号令和2年度大治町一般会計補正予算（第11号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の第三波が拡大する中で、その対象として八ツ屋防災コミュニティセンターと砂子東部防災ふれあいセンターに網戸の設置工事や幼児のPCR検査における検体採取を行うための費用、高齢者のインフルエンザワクチン接種の自己負担分の費用、小中学校の修学旅行キャンセル料補助金や緊急時に家庭でオンライン学習ができる環境整備のための費用が計上されています。また、余剰金を財政調整基金に積み立てます。いずれも適切な措置でありますので私はこの案件に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第63号令和2年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般会計繰出金を7679万3000円増額して7679万4000円とすることに反対をいたします。反対理由でございますが、一般会計補正予算の反対討論とほぼ同じでございますが、これだけの財源があるのならば国保税を引き下げて町民の生活、少しでも苦しい生活を豊かにしていく。また、町として保険税の納入率も上げていく。これにもつながるものでございますので、そちらの方にこの財源を使っていたきたいということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第63号令和2年度大治町国民健康保険特別会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正では過年度の一般会計繰入金の適切な精算に伴う補正予算が計上されております。また、交付金等の決定による適正な予算執行をするための措置もなされた内容となっております。基金の計画的な活用に努めることを願い、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第64号令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第65号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第66号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知縣市町村職員退職手当組合格約を別紙のとおり変更するものとする。令和2年12月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知縣市町村職員退職手当組合格約を変更することについて協議する必要があるためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第66号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



日程第8、議案第67号令和2年度大治町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第67号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ788万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億9856万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月18日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制を整備するための経費として788万5000円を計上し、これらの財源として繰入金金を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。資料の方で相談体制の確保ということで非常にこのワクチンが生ワクチンということで72度マイナスということで非常にナイーブな商品だと思います。政府の方もそれゆえに集団接種が望ましいんじゃないかということなんですが、場所としては保健センターを主力でやられると思います。それでいいののかということと、各お医者様の体制も今後検討されると思いますが、そこら辺の点はどうなっているかちょっとお聞きしたいんですが。決まっていなかったら決まなくて結構ですが。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

集団接種の会場につきましては、やはり保健センターを中心に会場を持ちたいと思っております。個別接種につきましては海部医師会等と今協議をしているところで、集団接種におきましても医師の協力が必要ですので、それらも含めてどちらの接種会場も検討しているという状況です。以上です。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

ありがとうございました。今朝のニュースからいくと大体全般的に渡るのが6月ぐらいじゃないかということなんでございますが、大変このところコロナの報道が多いものですから住民の方も危惧してみえますので、懇切丁寧に説明ができるような状況にもっていただきたいと思います。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。職員人件費の報酬で24万円計上されております。事務職員報酬5万9000円、看護師報酬8万8000円、保健師報酬9万3000円とちょっと新たに会計年度任用職員を雇ってやるとしては何か少額の気がします。もともといる会計年度任用職員の方にもう少し時間をやっていただくのか。もしくは非常に短い期間なのか。そこら辺ちょっと説明をお願いいたします。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

議員言われるとおり期間が短いものですから、今現在いる会計年度任用職員の方に日にちを週に1日ふやすですとか1時間ふやすですとかそういったふうな対応でお願いしていく予定です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

今までの方に余分に時間や日にちをふやしてもらうということですが、仕事の的にはこの補正予算にかかる仕事だけじゃなくてほかの仕事も、今までの町独自の仕事もあるわけで、そこら辺ダブっていいという国の見解なんでしょうか。結局この時間だけ補正予算をとっているからその時間だけこれをやるのかと。仕事を分けられんと思うものでそれはいいのか悪いものか。ちょっと今の説明。いや、だからその補正予算をもらったらその趣旨……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

ワクチンの接種の開始時期というのもまだ決まっておりませんので、詳細ないつの時期に何時間この仕事というところまでは言えないんですが、今回はこの1月から3月の期間でワクチンの問い合わせや何かに対応するための時間として事務員のやる仕事を、看護師・保健師のやる仕事を想定してこの時間を計上させていただきました。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと質問を変えまして、結局これだけの金額の算定根拠ですね。国からやっぱり最大限24万までなのか、またそこら辺の算定根拠をお願いしたいんですが。補助金だから上限が幾らとか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

特に上限ということはないです。一応今、先ほどの説明させていただいたとおりに国の方からの10分の10の補助を受けられる予定でして、この人件費についても補助をいただける予定ではあります。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第67号は可決されました。

日程第9、議案第68号物品購入契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第68号物品購入契約について。

令和2年12月4日、指名競争入札に付した災害対策用品（サーマルカメラ、テント類）について、左記のとおり購入契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。令和2年12月18日提出、大治町長。

本件の災害対策用品の購入契約は、契約金額4267万6480円で内外物産株式会社と契約を締結するものです。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第68号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、発議第10号防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。発議第10号防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和2年12月2日提出、提出者大治町議会議員若山照洋。

意見書案文を要約して提出理由の説明とさせていただきます。

本町では子育て世代の転入が多く人口が年々増加している一方で、面積の約半分が海抜ゼロメートル以下であり、集中豪雨による浸水被害のリスクが高い地域です。平成12年の東海豪雨後、緊急時に主要河川の整備が進められましたが、頻発激甚化する豪雨による風水害被害や南海トラフ地震の発生による液状化の被害が懸念されています。こうした中、国は重要インフラの緊急点検等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間で集中的に実施することとして平成30年に「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策」を決定し実施しておりますが、人命や財産を守るとともに強靱な経済基盤を構築するためには中長期的な視点から防災・減災、国土強靱化を図る必要があります。よって、国におかれましては防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急

対策の実施期間終了後においても対象事業の拡充や必要な予算を安定的、持続的に別枠で確保するとともに、この対策に伴う地方負担分について十分な財政措置を確実に講じられるよう地方自治法第99条により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）であります。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第10号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第10号は可決されました。

日程第11、発議第11号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。発議第11号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和2年12月2日提出、提出者大治町議会議員後藤田麻美子、大治町議会議員手嶋いずみ。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案文を朗読させていただきます。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことがわかりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化など妊娠を考える年齢が上がり不妊に悩む人々がふえていることから治療件数も45万4893件と過去最高となった。国においては2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきております。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られております。保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。厚生労働省は不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は早急に解決しなければならない喫緊の課題であります。

そこで、政府におかれましては不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」を初め特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和2年12月2日。  
提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第11号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決いたします。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第11号は可決されました。

日程第12、発議第12号国民健康保険料（税）の国庫負担割合の引き上げ及び子どもの

均等割軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。発議第12号国民健康保険料（税）の国庫負担割合の引き上げ及び子どもの均等割軽減を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由でございます。国民健康保険財政の国庫負担割合を引き上げること。これは大治町、国がやっただけならば国保税を引き下げることができますし、一般会計からの繰り入れ、それも減らすことができ、またその結果、保険税の納入率も上がっていくということでございます。なんとしてでも国庫負担割合を引き上げていただきたい。

2点目ですが、国民健康保険制度において子供にかかる均等割の負担を軽減すること。これは先ほど他の議員の意見書案にも出ておりましたが、大治町は子育て世代の転入が近年非常に多いということで、やはり国保の場合、子供も容赦なく国保税がかかるということでございます。国の責任において均等割の負担を軽減していただきたい。子供にかかる均等割負担を軽減していただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第12号は、委員会の付託を省略することに決定をい

たしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決いたします。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第12号は否決されました。

日程第13、発言の取り消しについてを議題といたします。

去る12月10日付で町長から、12月7日の吉原経夫議員の一般質問に対する答弁について、お手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

〔「議長、暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

起立願います。

〔「会議録を何も確認していないので何もわからないんですが、そこら辺を確認、テープなどで確認はされたんでしょうか」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

繰り返します。お手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

お諮りいたします。

これに許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、町長からの発言取り消しの申出書を許可することに決定をいたしました。

続きまして、12月11日付で手嶋いずみ議員からも12月7日の一般質問における発言について、お手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

ここで手嶋いずみ議員より申し出理由の説明を求めます。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。私の聞き間違いでございましたので取り消しをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

ここで地方自治法第117条の規定により、手嶋いずみ議員の退場を求めます。

[手嶋いずみ議員 退場]

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員から12月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により発言を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、手嶋いずみ議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

ここで手嶋いずみ議員の入場を認めます。

[手嶋いずみ議員 入場]

[発言する者あり]

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

手嶋いずみ議員に申し上げます。

12月11日付で申し出がありました発言の取り消しについては、申し出どおりこれを許可いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。

これで令和2年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 若 山 照 洋

署名議員 松 本 英 隆